

業務仕様書

2025 年度キルギス国別研修「中小企業信用保証制度強化」に係る 参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下、「JICA 東京」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、キルギスの信用保証制度の運用に関わる政府機関や信用保証会社等の職員に対し、信用保証制度の策定と運用に関する実践的な知識、ノウハウ、実施体制に関する研修を行うものです。本業務の遂行にあたっては、公益財団法人 国際金融情報センター（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、国際経済・金融に関する調査研究機関として設立され、世界の主要国及び新興国・開発途上国の金融経済情勢の調査・研究、カントリー・リスク分析やデータ情報提供等を行っています。活動の一環として、1990 年代より開発途上国向けに金融制度支援等の研修を実施しており、近年では中央アジア諸国向けの現地調査を行うなど地域性に関する知見を有しています。また、国内の金融業界関係者や公的・民間機関、大学など幅広いネットワークを有しているとともに、これまでの業務等を通じて培った IMF・世銀・アジア開発銀行等の国際機関や各国政府・中央銀行などとの幅広いパイプを情報源として活用しています。さらに、JICA 課題別研修「NIS 諸国における中小企業金融を含む金融制度支援策」（2020-2023 年度）、「中小企業金融・PPP を含む地域開発のための金融」（2023 年度）、「中小企業金融を含む地域開発のための金融」（2024 年度）をはじめ内外公的機関からの委嘱を受けて途上国や体制移行国向けの研修やセミナーを実施するなど、同分野における業務実績、専門的知識及び豊富な研修実施運営ノウハウを有しています。

これら実績において、本研修講義の構成、講師や視察先のアレンジ、および本研修の進行監理として同様の手配・調整において問題なく行うことが出来ると想定されます。

上記の理由により、特定者は、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2025 年度キルギス国別研修「中小企業信用保証制度強化」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間：2026 年 1 月 21 日（水）～2026 年 1 月 30 日（金）（予定）
（来日 2026 年 1 月 20 日（火）から離日 2026 年 1 月 31 日（土））
- (4) 契約履行期間：2025 年 12 月 19 日～2026 年 3 月 6 日（予定）
（契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。）

2 応募資格

- (1) 基本的要件：
 - 1) 公示日において、令和 07・08・09 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。
 - 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
 - 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
 - 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

- ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者

- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2025 年 9 月 1 日（月）12:00 正午まで
	提出場所	JICA 東京 産業開発・公共政策課
	提出書類	参加意思確認書（様式 1）、同確認書で提出を求められている資料等
	提出方法	メール。下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、提出期限までに必着。
(2) 審査結果 の通知	通知日	2025 年 9 月 8 日（月）
	通知方法	メール
	請求場所	JICA 東京 産業開発・公共政策課
(3) 審査結果 についての理由 請求	請求方法	メール
	請求締切日	2025 年 9 月 12 日（金）
	回答予定日	2025 年 9 月 19 日（金）
	回答方法	メール

【提出書類】

- (1) 参加意思確認書（様式 1）
- (2) 令和 07・08・09 年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し
- (3) 誓約書（様式 2）

【提出場所・メールアドレス】

〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-5

JICA 東京 産業開発・公共政策課（担当：芝）

Email: tictip@jica.go.jp 電話:03-3485-7635（代表）

【メール送信の際の留意点】

- ・ メールを受信制限があるところ、送付メールの容量は 20MB 以下とすること。
- ・ データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書（様式 1）の PDF データを受領後 1 営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト（GIGAPOD）の URL と同 URL にログインするための ID とパスワードをメールで送付する（ただし、パスワードについては、別メールにて送付する）。同 URL にアクセスし、ID とパスワードを入力してログイン

ンの上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ一報すること。

- ・ 上記大容量データ受け渡しサイト（GIGAPOD）が利用できない場合は、郵送で提出すること。
- ・ JICA 東京では、受信内容を確認の上、24 時間以内に（土・日・祝日を挟む場合は翌営業日の 17 時までに）受信確認メールを送付するが、万一連絡がない場合は、JICA 東京へ問い合わせをすること。メール提出時刻から 24 時間以内の問い合わせは原則受け付けないので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨する。

4 その他

- （１） 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- （２） 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- （３） 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- （４） 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- （５） 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- （６） 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記 3（３）を参照ください。）
- （７） 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- （８） 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- （９） 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- （１０） 契約保証金：免除します。
- （１１） 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以 上

2025 年度キルギス国別研修「中小企業信用保証制度強化」
研修委託契約 業務概要

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名

キルギス国別研修「中小企業信用保証制度強化」

(2) 技術研修期間（予定）

2026 年 1 月 21 日（水）～2026 年 1 月 30 日（金）（予定）

（来日 2026 年 1 月 20 日（火）から離日 2026 年 1 月 31 日（土））

(3) 研修員（予定）

1) 定員 5～7 名 （応募状況や選考の過程で、変更の可能性あり）

2) 研修対象国 キルギス共和国

3) 研修対象組織・対象者 キルギス信用保証株式会社（OJSC GF）・職員

(4) 研修使用言語 ロシア語

(5) 研修の背景・目的

キルギス共和国（以下「キルギス」）において、起業家の保証需要は銀行の融資ポートフォリオの 30～40%と推定されている。キルギスの商業銀行が、通常、借り手に融資額の 2～3 倍の市場価値の担保を提供することを求める結果、融資額が企業の資本需要を満たすことができず、企業の成長を大幅に制限する要因となっている。起業家の金融へのアクセスを容易にし、必要な融資額を得ること、ならびに銀行の融資リスクを軽減するため、信用保証制度の整備が求められる状況であった。上記の課題を解決するため、キルギス共和国政府は 2016 年に信用保証株式会社「OJSC Guarantee Fund」（以下「OJSC GF」）を設立し、これまでに 12,000 人以上の起業家に 1 億米ドルを超える保証を提供するなどし、結果として 3 億米ドル以上の商品やサービスの生産に寄与した。一方、実務的な運用においては長い審査プロセス、小規模融資への保証が難しい制度設計、低リスクの融資への保証の偏りなど未だ多くの課題が存在しており、保証需要には十分に答えられていない。

キルギスの国家開発戦略（2018-2040 年）においても、特に 3.2 「持続可能な開発環境の形成」において、場所や経済活動に関係なく、すべての国民に金融資源への公平なアクセスを提供する銀行システムの必要性が強調されている。キルギスの企業家の保証需要に応え企業の成長を最大化させるために、信用保証制度に係るノウハウや成功事例等を学ぶことを通じ信用保証制度を継続的に発展・促進させることが極めて重要である。本案件は、かかる状況を踏まえ、信用保証制

度に関する知識や分析能力および関係機関間での調整能力の向上を目的に、信用保証制度の構築に向けた能力強化の支援を通じ、同国における持続的な企業の成長と経済発展に貢献するものである。

(6) 案件目標

キルギスにおける経済事業体に対する国家融資プログラムを通じた、担保がない場合の起業家の資金アクセスを確保するためのツールとしての信用保証制度を発展・促進させる。

(7) 単元目標（アウトプット）

- 1) 持続可能な信用保証システムの構築のために、OJSC GF および他機関からの研修参加者と、その役割について、実例をもとに理解を深める。
- 2) 起業家を支援するための保証制度の開発と実施に関する実践的な知識とスキルを研修参加者に提供する。
- 3) 研修参加者と日本の金融機関の関係者間の協力とネットワーク作りを促進する。
- 4) キルギスにおける信用保証制度の促進と発展のための行動計画を策定する。

(8) 研修内容

1) 研修項目

ア. 講義・討議・演習：日本における信用保証制度の概論等

【具体的な項目（例）】

- 信用保証の評価方法及びスコアリングシステム
- 保証モニタリング及び評価システム
- 包括的なリスク管理システム
- 保証ファンドにおけるコーポレートガバナンス（内部監査含む）

イ. 視察・討議：全国信用保証協会、都道府県信用保証協会、日本政策金融公庫、中小企業向け融資に強い都市銀行または大規模な地方自治体、信用保証制度を活用している中小企業の取組等

ウ. 各国における具体的取組のためのアクションプランの作成・発表等

2) 研修方法

ア. 講義・討議

イ. 演習・実験／実習

ウ. 視察

エ. レポートの作成・発表

3) 当機構が実施するプログラム

集合ブリーフィング：来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日（午前 10 時～10 時半）に実施する。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2025 年 12 月 19 日～2026 年 3 月 6 日

契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

(2) 業務の概要

キルギスの信用保証制度の運用における様々な関係者に向け、日本の信用保証制度の取組例などを通じて信用保証制度の強化に必要な知識、ノウハウの理解を促進し、振り返りや研修員間の意見交換などを通して研修員の理解促進を図る。

(3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取

- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書、経費精算報告書を各1部、技術研修終了後速やかに（契約書の期日の記載があればその記載の期日までに）提出する。

4. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたってロシア語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研修理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（準委任契約）。
- (2) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以上

参加意思確認書

独立行政法人国際協力機構
東京センター 契約担当役
所長 紺屋 健一 様

提出者 (所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

2025年度キルギス国別研修「中小企業信用保証制度強化」に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

- 1 全省庁統一資格（令和 07・08・09 年度全省庁統一資格）
登録番号：
- 2 その他の要件
特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況がわかる証明書を提出してください。

以 上

提出日： 2025 年 月 日

誓 約 書

独立行政法人 国際協力機構
東京センター
契約担当役 殿

2025 年度キルギス国別研修「中小企業信用保証制度強化」の委託契約の締結に際して、誓約者は以下に記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、契約が無効となる場合があることに同意します。

住 所
法 人 名
法 人 番 号
役 職 名
代 表 者 氏 名

役職印

1 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 誓約者の役員等（誓約者が個人である場合にはその者を、誓約者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が誓約者の経営に実質的に関与している。
- エ. 誓約者又は誓約者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 誓約者又は誓約者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 誓約者又は誓約者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 誓約者又は誓約者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係

を有している。

- ク. その他、誓約者が東京都暴力団排除条例（平成23 年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以 上